福井県福祉サービス第三者評価機関認証実施要領

福井県福祉サービス第三者評価機関認証要綱(以下「認証要綱」という。)第 14条の規定に基づき、福井県福祉サービス第三者評価機関認証実施要領を次 のように定める。

(法人)

第1条 認証要綱第2条に規定する「法人」とは、公益法人、特定非営利活動 法人、株式会社等の営利法人等をいい、その形態は問わない。

(福祉サービス)

- 第2条 認証要綱第2条に規定する「福祉サービス」とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 社会福祉法に規定される社会福祉事業として提供されるすべての事業(ただし、社会福祉法第2条第3項第12号に規定される福祉サービス利用援助事業、同法同条第13号に規定される連絡又は助成を行う事業及びその他の相談を行う事業は除く。)
 - (2) 介護保険法で規定される居宅サービス及び施設サービスとして提供 されるすべてのサービス

(評価決定委員会)

- 第3条 法人の会員等のうち、福祉サービス事業者が半数を超えている場合には、委員総数の半数以上の外部委員を含む評価決定委員会を設置すること。
- 2 前項に規定する評価決定委員会の委員は次に掲げる者であって、それぞれ の区分から2名以上の同数により構成すること。この場合において、当該委 員には、法人の代表者、理事等、その他雇用関係にある者を含めてはならな い。
 - (1) 福祉・保健・医療、法律、経営学等の学識経験者
 - (2) 社会福祉事業の経営者又は従事者
 - (3) 福祉サービス利用者又は県民

(評価調査者の資格要件)

- 第4条 認証要綱第2条第1号に規定する「ア 組織運営管理業務を3年以上 経験している者又はこれと同等の能力を有していると認められる者」及び「イ 福祉、医療、保健分野の有資格者若しくは学識経験者で当該業務を3年以上 経験しているもの又はこれと同等の能力を有していると認められるもの」と は、次に掲げる各号のいずれかの要件を満たした者をいう。(いずれも退職者 を含む。)
 - (1)「ア 組織運営管理業務を3年以上経験している者又はこれと同等の能力を有していると認められる者」

- ア 社会福祉法人の役員、社会福祉施設長、社会福祉協議会事務局長 であって、組織運営管理業務を3年以上経験しているもの
- イ 公益法人、特定非営利活動法人の役員、事務局長であって、組織 運営管理業務を3年以上経験しているもの
- ウ 民間企業の経営者又は民間企業の組織内で部署を統括する監督・ 管理の地位にある者であって、組織運営管理業務を3年以上経験し ているもの
- エ 前ア、イ、ウのいずれの経験年数も3年未満であるが、ア、イ、 ウを合算すると3年以上の経験を満たす者
- (2)「イ 福祉、医療、保健分野の有資格者若しくは学識経験者で当該業務 を3年以上経験しているもの又はこれと同等の能力を有していると認め られるもの」
 - ア 医師、保健師、看護師、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士、介護支援専門員等の資格を有し、当該業務を3年以上 経験している者
 - イ 福祉、医療、保健分野の大学、短期大学、専門学校で常勤教員、 非常勤講師、助手として3年以上教育、研究に専念している者
 - ウ 行政、社会福祉法人、社会福祉協議会、公益法人、特定非営利活 動法人又は民間企業の常勤職員で、福祉分野において5年以上の業 務経験を有し、かつ業務を通じて福祉サービスの現場に精通してい る者

(公開)

第5条 認証要綱第2条第3号に規定する「公開」とは、評価機関の主たる事務所の所在地に書類を備え置き、誰もが閲覧できる状態にすることをいい、かつホームページやパンフレット等を作成し、利用者や事業者に分かりやすく公開することに努めていることをいう。

(所属)

- 第6条 認証要綱第2条第3号キに規定する「所属」とは、常勤、非常勤、登録等の雇用形態を問わないが、評価機関がその評価調査者がかかわる業務について責任を持ち、評価機関から当該評価機関に所属する評価調査者であることを証する書類が付与されていることをいう。
- 2 1人の評価調査者について、主たる所属評価機関は1か所とする。

(評価調査者一覧)

第7条 認証要綱第2条第3号キに規定する「評価調査者一覧」とは、評価調査者養成研修の修了に関すること、資格及び経歴に関することを記載した書類をいう。

なお、氏名については非公開も可とする。

(その他要領に定める規程等)

- 第8条 認証要綱第8条に規定する「その他要領に定める規程等」とは、次に 掲げるものをいう。
 - (1) 評価調査者名簿及び契約書
 - (2) 評価決定委員会の委員名簿及び委員就任承諾書
 - (3) 評価機関の運営規程
 - (4) 評価項目の一覧表
 - (5) 評価手法に関する規程
 - (6) 評価手数料の規程
 - (7) 評価手数料及びその算定根拠
 - (8) 福祉サービス事業者との間で締結する契約書
 - (9) 守秘義務に関する規程
 - (10) 倫理規程
 - (11) 苦情等に関する規程

(評価に係る留意事項)

- 第 9 条 評価機関は、当該評価機関の代表者や役員等が関係する事業者の評価 を行うことができない。
- 2 評価機関は、評価調査者自らが関係する事業者の評価を行うことができない。

附則

この要領は、平成17年12月1日から施行する。